

長池駅南側公用地活用ワークショップ運営業務委託 募集要領

1. 業務の趣旨・目的

本市では、令和6年度に開通が予定されている新名神高速道路（大津・城陽間）を生かしたまちづくりを進めており、東部丘陵地の開発による（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの建設や、府立木津川運動公園の整備が進むなど、長池駅周辺における人の流れを含めた交通に大きな変動が見込まれる。現在、長池駅北側については、都市計画道路や自由通路・橋上駅舎の整備が完了していることから、駅南側周辺の整備を推進するため、令和4年9月に「長池駅南側周辺整備基本計画」（以下、「基本計画」とする。）を策定したところである。

基本計画においては、地域交流や活動が活発になる「きっかけ」をつくり、住んでみたいと思われる魅力あるまちづくりを進めるため、まずは短期的に駅南側公用地の活用を図り、にぎわいの創出に取り組むこととしている。本業務は、令和6年度の公用地の活用に向けた、暫定的な整備内容や管理・運営方法及び中長期計画を見据えた方向性を検討するため、ワークショップの運営を実施するもの。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 長池駅南側公用地活用ワークショップ運営業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 : 契約日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託上限額 : 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から参加表明書の提出日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」とする。）又は暴力団との間に密接な関係を持っている者や社会的に是認しがたい関係を結んでいる者に該当しないこと。

と。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 自治体主催の、市民参加によるワークショップの手法を用いた、同種の業務委託実績があること。(ただし、部分的な再委託の請負は除く)

4. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市 都市整備部 都市政策課 駅周辺整備係

電話：0774-56-4057 FAX 0774-56-3999

メールアドレス：toshiseisaku@city.joyo.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和5年6月30日～令和5年7月18日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時～午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、本市ホームページからダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和5年7月18日～令和5年7月31日午後5時まで

※提出期間終了後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による)。

5. 質疑・回答

- (1) 提出期限：令和5年7月10日午後5時まで

- (2) 質疑方法：持参又は電子メールにより、4(1)に提出すること。

- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「長池駅南側公用地活用ワークショップ運營業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答日時：令和5年7月14日

- (5) 回答方法：質疑への回答は電子メールにて書面により回答する。

6. 応募書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（別紙様式）
- イ 企画提案書（別紙様式）
- ウ 価格提案書（見積書）（任意様式）
- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- オ 同種業務実績調書（担当技術者、法人含む）（任意様式）

(2) 提出部数

- (1) ア、エ、オ 1部
- (1) イ、ウ 正1部、副8部

(3) 企画提案書の作成方法

別紙企画提案書様式のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(4) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、城陽市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 参加資格に係る結果の通知

参加資格の有無については、参加希望者の提出書類を確認後、その結果を参加希望者に対し電子メールにより通知する。（令和5年8月10日付通知予定）

8. 評価方法等

(1) 評価項目および配点

別紙審査要領のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者は、提出した企画提案書及び価格提案書についてプレゼンテーションを

実施し、審査委員からのヒアリングを受ける。

なお、プレゼンテーションは、参加者が事前に提出した企画提案書に沿って行うこととし、時間は1提案者につき25分程度（提案内容の説明15分、質疑応答10分程度を想定）とする。また、追加資料については、評価の対象とならない。（実施日時・場所等の詳細については、別途通知する。）

(3) 評価方法

参加者から提出された企画提案書及び価格提案書について、別紙「審査要領」に基づいて審査委員会の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、評価が一定の水準に達しない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が本募集要領2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の別を通知する。

10. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と城陽市との間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約の手続きを行う。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 1. その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 応募書類を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 応募書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 応募書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。